

諮問第2号

相楽都市計画 高度地区の変更

(精華町決定)

計画書 (案)

京都府 精華町

相楽都市計画高度地区の変更（精華町決定）

●高度地区を次のように変更する。

種別	面積	建築物の高さの最高限度	備考
第1種 高度地区	362.3ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第2種 高度地区	59.0ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
第3種 高度地区	114.8ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第4種 高度地区	12.7ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	容積率が200%の 近隣商業地域
第5種 高度地区	128.9ha	建築物の各部分の地盤面から高さは、31メートルをこえてはならない。	準工業地域
第6種 高度地区	4.6ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ20メートルをこえてはならない。	容積率が300%の 近隣商業地域
合 計	682.3ha		

●位置および区域

- ・別添総括図、計画図のとおり

●理由

- ・別添理由書のとおり

新 旧 対 照 表

種別	面積（新）	面積（旧）	備考
第1種 高度地区	362.3ha	362.3ha	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種 高度地区	59.0ha	59.0ha	第1種中高住居専用地域 第2種中高住居専用地域
第3種 高度地区	114.8ha	114.8ha	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第4種 高度地区	12.7ha	12.7ha	容積率が200%の 近隣商業地域
第5種 高度地区	128.9ha (+2.8ha)	126.1ha	準工業地域
第6種 高度地区	4.6ha	4.6ha	容積率が300%の 近隣商業地域
合 計	682.3ha (+2.8ha)	679.5ha	

理由書

関西文化学術研究都市の精華・西木津地区のセンターゾーンにおいて、用途地域の変更に伴い、第5種高度地区の設定を行うものである。

相楽都市計画（精華町）
高度地区の変更 総括図
縮尺 1 : 10,000

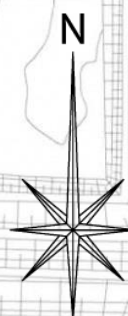


変更後	変更前
第5種高度地区	——

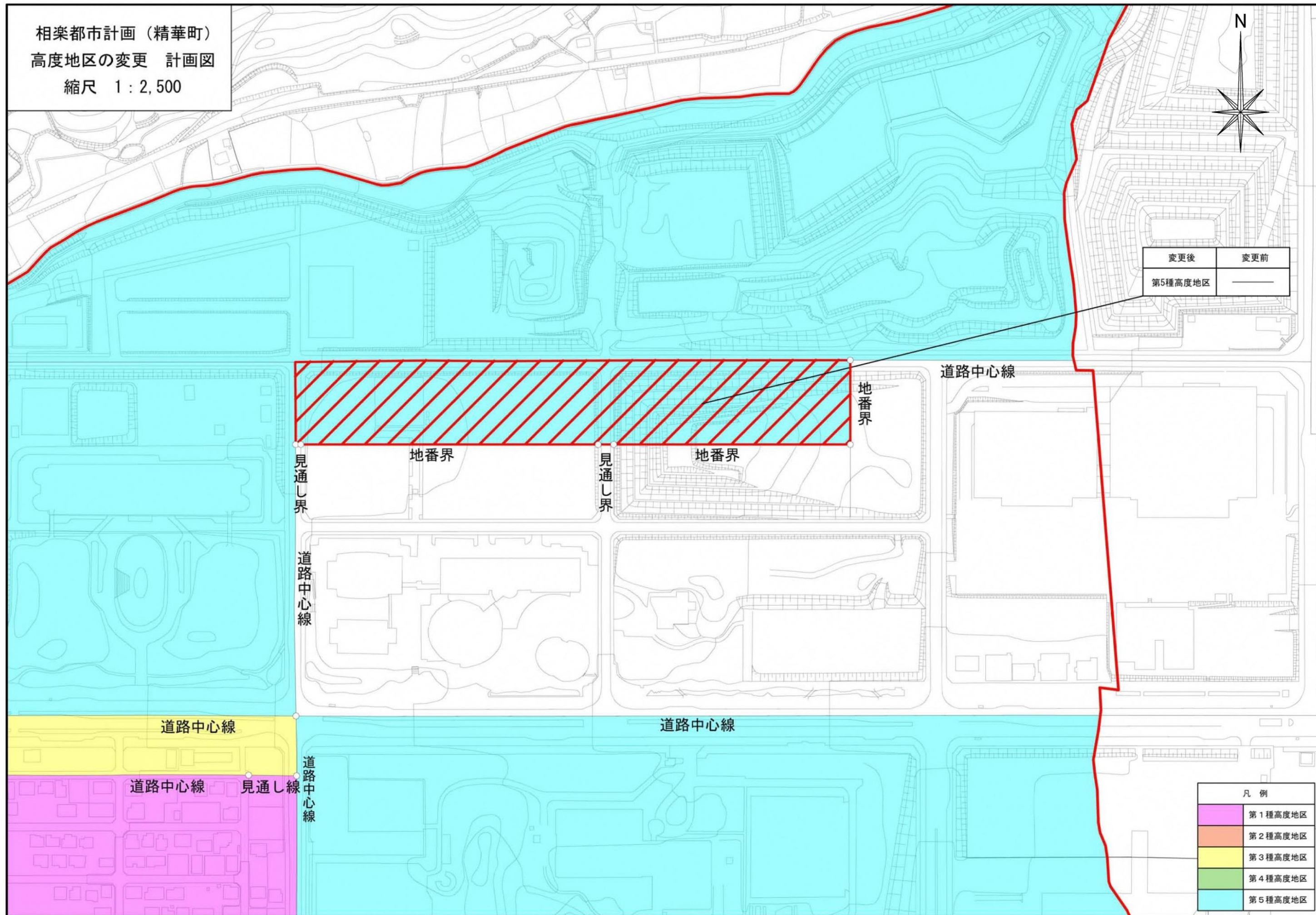
凡 例	
——	変更区域

凡 例	
	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
	第4種高度地区
	第5種高度地区

相楽都市計画（精華町）
高度地区の変更 計画図
縮尺 1 : 2,500



変更後	変更前
第5種高度地区	——



凡 例	
	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
	第4種高度地区
	第5種高度地区